

産業常任委員会 管内視察報告書

日時 5月16日(木) 13時00分

場所 市内

1. 生活環境保全のための森林整備の促進事業、鳥獣被害に対する支援の拡充

事業について〈農林部所管〉

生活環境保全のための森林整備の促進事業と鳥獣被害に対する支援の拡充事業として古川町末高区の現場を視察した。これまで地区から要望を受け市が実施してきた里山林の整備は、生産を目的としていないことから伐倒木が残り、災害誘発や刈払い作業への影響が懸念されてきた。現地では、緩衝帯がきれいに伐採され見晴らしもとても良くなっていたが、大きな倒木が放置されており、その処理の必要性を感じた。

このような状況に対し市では令和5年度に「飛騨市林縁部の整備に関するガイドライン」を作成し、令和6年度からは集落等が主体となって事業を行う仕組みに転換を図り、集落等の自律的な管理を推進するものであった。同地区内の実施予定地では、家屋に隣接する場所に大径の木があり事業実施の必要性が確認できた。委員会としては、今後の事業進捗と倒木処理の状況について注視していくこととした。

次に、同地区における鳥獣被害に対する支援の状況を確認した。令和2年度から令和5年度まで実施された現場では、防護柵が設置され鳥獣の侵入を防止する措置がとられていた。イノシシによる被害は人家の近くまで来ており、今年度においても同事業を進めることで被害を防止する必要があると思われる。

市では、新たに防護柵の修繕事業と専門家による研修を事業化。また、電気柵の防草シート補助を拡充したこともあり、委員会としては今年度の事業の進捗を注視することとした。



▲令和5年施工のワイヤーメッシュ柵



▲道路付近のイノシシ被害現場

2. 獣害被害対策について〈商工観光部所管〉

獣害被害対策事業が実施された池ヶ原湿原の現場を視察した。令和5年度の環境保全事業により湿原を囲む林道沿い1キロに電柵が設置され、イノシシ・ニホンジカ・クマなどの侵入をある程度防ぐことができている。しかしながら、水芭蕉の根茎がイノシシの食害にあっており早目の対応が必要であることを確認した。委員会としては、令和5年度に実施した電気柵の効果を令和6年度中に確認し、令和7年度に向けてどのような対策が打たれるかを注視することとした。



▲池ヶ原湿原にて